

誘客コンテンツ開発事業 事業概要

事業の目的

原子力災害により大きな被害を受けた避難指示等の対象地域である12市町村※の地元商店街等の小売店、飲食店、宿泊施設及びサービス業を営む事業者等の振興を図っていくためには、域外からの誘客を通じて、交流人口を拡大させ、12市町村内の消費喚起に繋げることも必要となります。

※12市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村

本事業では、デジタル時代を踏まえ、**避難地域12市町村の地域資源を活用したツアーやイベント等の来訪コンテンツ開発からデジタルプロモーションを中心とした情報発信までを一体的且つ継続的に支援**するとともに、12市町村にいわき市、相馬市、新地町を加えた浜通り地域等15市町村における往訪コンテンツの広域連携を進め、**地域に根ざした来訪コンテンツの自立を促し、誘客促進に繋げ、浜通り地域等の活性化**に繋がります。

支援対象のイメージ(例)

- ①既存の施設や大会を活かした**広域的なスポーツイベント(サイクル・野球等)**の企画
- ②**地域内の様々な場所にある生産者や飲食店等**が連携し、浜通りの食及び地域を楽しむことをコンセプトとした**ツアー**を企画



誘客コンテンツ開発事業 詳細

- 1. 対象事業** 12市町村のいずれか又は複数への来訪者の呼び込みに繋がる、
①イベント、ツアー、地域体験プログラムの企画・運営、②これらのデジタルプロモーション等による情報発信、③ゲストハウスや交流拠点等の改修
- 2. 実施場所** **12市町村又は3市町※**とする。
※ 3市町とは、いわき市、相馬市、新地町をいう。3市町を実施場所を含む場合は、12市町村のいずれか又は複数の来訪者増に繋がることを必須とし、専ら3市町への来訪者増に繋がる場合は補助対象外とする。
- 3. 補助対象者** 民間事業者、一般社団法人、特定非営利活動法人、その他法人格を有する団体
※ 15市町村内に本店又は本社がない者は、15市町村内に本店又は本社のある民間事業者等との**連携**（共同申請、委託契約等）を**必須**とする。
- 4. 補助期間** 交付決定日から**最長1年間（想定）**
※ 年度を跨ぐ計画の場合、令和8年度当初に、令和8年度の実施期間分の補助金交付申請が必要
※ 事業継続の申請を行い、審査会を経て再度採択を受ければ、**3年間継続して**補助金交付を受けることが可能
- 5. 補助上限** 1件あたり**最大 1,500万円/年**
- 6. 補助率**
 - 12市町村を主たる実施場所とする中小企業、一般社団法人等
：1年目**3/4以内**、2年目**2/3以内**、3年目**1/2以内**
 - 12市町村を主たる実施場所とする大企業
及び3市町を主たる実施場所とする大企業、中小企業、一般社団法人等
：1年目・2年目**1/2以内**、3年目**1/3以内**
- 7. 支援件数** **14件（継続事業2件、新規採択予定12件）**
- 8. 公募期間** **令和8年6月22日（月） から 令和8年9月30日（水）まで**
・締め切り（1回目）令和8年7月31日（金） ・締め切り（2回目）令和8年9月30日（水）
※ 2回に分けて提案者によるプレゼンテーション方式により審査会を開催し、採択/不採択を決定する。
- 9. 事務局** **一般社団法人福島県中小企業診断協会**